

平成 30 年度介護職員就業定着促進事業の流れ (研修事業者用)

《 受託事業者の応募 ⇒ 受託決定 ⇒ 事業(研修)開始までの流れ 》

① 公募開始(6月20日)

宮崎市ホームページに掲載する公募要領等を確認のうえ、6月29日(正午)までに応募書類を提出する。(必着)

- 本事業への応募講座のうち、10月末までに開講する講座に関しては、応募時点で研修指定機関(宮崎県福祉保健部長寿介護課)へ当該研修の指定申請を行っていることを条件とします。
- その他の講座についても、応募後、速やかに研修指定機関への指定申請を行ってください。

② 受託事業者決定(7月中旬)

受託事業者を決定。応募状況によっては、応募内容のうち一部採択(講座数・本事業指定定員等について)となる場合がある。

- 受託決定後、決定内容に準じ、必要があれば研修指定機関(宮崎県福祉保健部長寿介護課)に「変更届・休講届(宮崎県指定の様式)を提出してください。
【補足】指定機関へ早めに申請し、指定が通知されることで募集期間を長くとることができます。「宮崎県介護職員初任者研修事業者指定通知書」が通知され次第、写しを介護保険課に提出してください。

③ 事業利用開始・宮崎市ホームページ上での情報公開開始(7月中旬以降順次)

宮崎市ホームページにて講座情報の公開・申込受付の開始する。

- 「宮崎県介護職員初任者研修事業者指定通知書」の写しの提出が無い場合、事業者に関する情報は非公開となります。提出されるまで公開できず、申込者の募集が開始されませんので、指定が通知され次第速やかに提出してください。(※通知書記載の募集開始年月日に至っていない場合は、その日付に準じて公開します)
- 「宮崎県介護職員初任者研修事業者指定通知書」を受理し、かつ募集開始日に到達次第、事業者独自の広報についても開始してください。
- チラシ等の広報物を作成する場合には、必要に応じて介護保険課へ提出し、内容確認を受けてください。

④ 事業周知期間

事業者独自の広報を行い、利用者の募集に努める。

- 各講座の受講生募集は各事業者において積極的に取り組む必要があります。
※ 介護保険課においても宮崎市ホームページを中心に、その他有効となる広報手段等の活用、関係機関やその他集会等において事業案内を実施します。

⑤ 講座開講(10月15日以降)

委託契約に基づき、順次講座を開講する。

- 講座(授業)を無断欠席する等、「初任者研修の心得」にそぐわない受講生がいる場合は、介護保険課に連絡してください。(年度中に研修課程を修了できない等も同様)
- 各講座終了後、速やかに実績報告書等(修了証明の写し、報告様式1・2・3、その他求める資料)を提出してください。
- 上記の実績報告書等の検査検収後、別途提出いただく請求書(報告様式4(1)、4(2))に基づき委託料を支払います。